

愛媛県教育委員会 6月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所
平成25年6月6日（木）午前10時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数
6人
- 3 出席委員
委員長 松岡義勝 委員 西田真己 委員 関 啓三
委員 堺 雅子 委員 脇斗志也 教育長 仙波隆三
- 4 欠席委員
なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
副教育長 井上 正 指導部長 竹本公三
教育総務課長 眞鍋幸一 教職員厚生室長 白方清教
生涯学習課長 越智 孝 文化財保護課長 山本亜紀子
保健体育課長 高橋 仁 国体競技力向上対策室長 村山俊一郎
義務教育課長 吉田慎吾 高校教育課長 北須賀逸雄
人権教育課長 峯本陽子 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
 - (1) 開 会
委員長 午前10時00分開会を宣する。
委員長 議事の議案第23号から第27号までの委員の委嘱等5件及びその他の協議案件の表彰案件4件については、いずれも人事案件であることから、並びにその他の協議案件の平成25年度6月補正予算案及び教育委員会関係の条例の一部改正案については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。
全委員 異議ない旨答える。
 - (2) 5月定例会会議録の承認
委員長 5月定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 承認する旨宣する。
 - (3) 議 事
議案審議
委員長 議案第22号を上程する。
○議案第22号 愛媛県人権・同和教育基本方針の策定について

委員長 議案説明を求める。

人権教育課長 人権・同和教育行政を効果的に推進するため、愛媛県人権・同和教育基本方針を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第23号を上程する。

○議案第23号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員である愛媛県P T A連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第24号を上程する。

○議案第24号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県総合科学博物館協議会委員である愛媛県P T A連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第25号を上程する。

○議案第25号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員である愛媛県P T A連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県P T A連

合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

○議案第27号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県P T A連合会副会長の交替に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(4) その他

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会6月定例会に提案予定の平成25年度6月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 意見を求める。

協委員 インクルーシブ教育システムの内容について質問する。

特別支援教育課長 平成18年12月に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約を基本とした、障害の有無にかかわらず、平等な教育を受けるために包容するという考え方である旨回答する。

協委員 障害のある子どもを包容するという考え方は賛成であるが、健常者との適切な関係を保つための情報共有を十分行うなど、学校全体でしっかりと見守る体制を整えてほしい旨意見を述べる。

堺委員 インクルーシブという考え方は大切であるが、障害のある子どもの生活は、学校を卒業してからのほうが長いことから、卒業後に社会人としていかに自立できるかを見据え、障害の程度に応じた専門的な教育も重視すべきと考える旨意見を述べる。

特別支援教育課長 文部科学省においては、教育の基本は、障害の有無に関係なく授業に参加しその内容が理解でき、成長発達し成就感・達成感を得ることとされ、さらに障害のある子どもは専門的な教育を受けながら社会的自立を目指していく中で、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブの場を可能な限り増やすことが望ましいと考えられている旨、また通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の専門性の違いの中で子どもた

ちが障害に応じた教育を受けながら、障害のない子どもたちとも交流を深めることができる環境整備に努めることができる充実した事業としていく旨回答する。

委員長 普通校で教育を受けさせたいと希望する障害のある子どもの保護者への対応状況について質問する。

特別支援教育課長 義務教育段階の就学指導では、保護者や子どもの意見を十分に踏まえた就学先が決定される仕組みとなっている中で、就学指導委員会の意見と保護者の希望が一致しない場合はあるが、教育を受ける権利の保障を第一に考え、保護者との共通理解を図り、通常の学級で学ぶ児童生徒に対しては常に就学状況を把握し適切な配慮を行い、必要に応じて特別支援学校等からの支援を受けられるように保護者へ適切な情報提供ができる体制が整えられている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長・義務教育課長 国の平成25年度予算における本年7月からの給与減額措置を前提とした地方交付税及び義務教育費国庫負担金の削減を踏まえ、教育長及び教育職員の給与の更なる減額措置を行うため、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

関委員 若年層教員の対象範囲について質問する。

義務教育課長 4年制大学を卒業後に採用されて12年未満の教員を若年層としている旨回答する。

委員長 今回の改正により減額される予定の地方交付税等への対応状況について質問する。

義務教育課長 地方交付税68億円と義務教育費国庫負担金8億円を併せた76億円の減額に対し、今回改正しても24億円の不足が生じる予定である旨、及び不足分は今後行政改革や中長期的な経費節減により対応していくことになる旨回答する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成26年春の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成26年春の叙勲候補者について、教育功勞（6

名) 及び学校保健功労(1名)の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成25年度教育者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成25年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成25年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成25年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

委員長 同一市から推薦されている被表彰候補者における選定順位の理由について質問する。

教育総務課長 職位、教育委員の経験年数及び功績内容、並びに教育事務所からの推薦内容を含めて総合的に勘案した順位としている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成25年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成25年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

協委員 今回表彰候補者から外れた方について質問する。

生涯学習課長 表彰制度のある団体の構成員については、団体等の長から表彰を受け5年以内であれば表彰候補となる旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午前10時55分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。